シ ス テ ム 保 守 契 約 書

印

紙

安曇野市（以下「委託者」という）と、　　　　　　　　　　　　　　（以下「受託者」という）とは、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下｢システム｣という）の保守に関して、次のとおり契約（以下｢本契約｣という）を締結する。

　　契約案件名

記

（目的）

第１条　本契約はシステムを円滑に稼働させ、正常に運用させることを目的とする。

（保守の委託）

第２条　前条の目的を遂行するため、委託者は受託者にシステムの保守を委託し、受託者はこれを受託する

ものとする。

（保守対象システム）

第３条　保守対象システムは別紙のとおりとする。

（保守の内容）

第４条　受託者は、システムに関し委託者から正常な運用を維持するための相談及びシステムエラー等の報告があったときは、遅滞なくその解決に向けた措置を講じなければならない。

　２　法令等の改廃等により、システムの項目の追加・削除・変更などのシステムの一部を変更する場合のプログラム変更等が生じたときは、受託者は遅滞なく発注者に報告するものとし、受託者の負担によってこれを解決するものとする。ただし、制度改正時等の大規模な変更を伴うとき及び次のいずれかに該当する場合は、第７条の保守料とは別に料金を申し受けるものとし、作業日時・作業料金・請求・支払い等については、委託者および受託者が別途協議のうえ決定するものとする。

（１）国・県の指定による場合であっても、システムの追加・削除等、実質的に既存のシステムと同一性を失われると判断されるプログラムの変更(各県独自事項)等

（２）委託者の要求によるシステムの独自性の強い改造および追加

（３）委託者の利用している情報処理能力を有する電子機器によるシステムの破損

（４）稼働環境の変化に伴う機能の修正、およびシステムの性能・機能を上げるためのシステム修正

（５）委託者のオペレーションによるデータ破損

（保守に対する協力）

第５条　委託者は、受託者がシステムの保守を円滑に行えるよう、受託者から要請があったときは、受託者に協力しなければならない。

　２　保守にあたり必要とする消耗品および電力・電話・通信回線等の使用料は、委託者が負担するものとする。

３　委託者は、善良な管理者の注意をもって、システムの使用場所の環境を所定の条件に設定・維持するとともに、所定の使用方法に従ってシステムを使用するものとする。

（契約期間）

第６条　本契約の契約期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

（保守料）

第７条　契約期間中のシステムの保守料は、月額　　　　　　　　　円とする。

　　　　うち、取引に係る消費税および地方消費税の額は　　　　　　　　　円とする。

　　　　　 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第１項及び第29条並びに

地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、上記月額保守料に

110分の10を乗じて得た額である。

２　第３条に定めるシステムが変更されたときは、委託者および受託者が協議のうえ前項の保守料を変更することができるものとする。

（支払条件）

第８条　受託者は、委託者に対し、前条のシステムの当該月分の保守料を翌月の月初に請求するものとする。

２　委託者は、前項により請求のあった当該月分の保守料を翌月の末日までに支払うものとする

る。

３　委託者は、前項の支払期限までに保守料を支払わないときは、期限の翌日から起算して支払いをした日までの日数に応じ当該保守料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第８条に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息を支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第９条　契約保証金については、これを免除する。

（秘密保持および個人情報保護）

第10条　委託者および受託者は、本契約の履行により知り得た相手方の業務上の秘密を本契約の有効期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならないものとする。

　２　受託者は、この契約に伴い個人情報を取り扱うときは、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第11条　委託者または受託者は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により生じた損害について、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

２　本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、本契約の年額の使用料相当額を限度とする。

（契約の解除）

第12条　委託者または受託者は、相手方が本契約に基づく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて相手方に履行の催告を行ない、なおも履行がなされないときは、文書による通告をもって本契約を解除することができるものとする。

２　委託者は、受託者が次の各号の一に該当した場合において契約を解除できるものとする。

(１) 第10条の規定による秘密を漏洩したとき

　(２) 本契約に違反したとき、または受託者の責に帰すべき事由により本契約の継続が困難、又は委託者がこの契約の履行が不適当と認めたとき

（暴力団の排除）

第13条　委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその賠償の責めを負わない。

（１）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき

（２）暴力団（暴力団員対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（６）再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

（７）受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき

（譲渡の禁止）

第14条　委託者は、受託者の文書による事前の承諾を得ることなく、システム若しくはその複製物、関係資料その他、本契約に基づく使用権を第三者に譲渡、転貸、開示、移転してはならない。

（記録データの所有権）

第15条　業務処理に関して入力された記録データの所有権は委託者に帰属するものとし、委託者から要求があれば速やかに委託者に引き渡すものとする。ただし、引き渡しの際の記録媒体代・コピー編集費用・プログラム代等の費用負担については、委託者および受託者が協議のうえ別途定めるものとする。

（紛争の解決）

第16条　本契約について、委託者と受託者との間において紛争が生じたときは、第三者の調停により解決するものとし、第三者については委託者と受託者とが協議の上決定するものとする。

（契約外の事項）

第17条　この契約書に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上決定するものとする。

本契約の締結を証するために本書２通を作成し、委託者および受託者が記名押印のうえ各自１通を

保持する。

　年　　月　　日

 委託者　　　住所　　長野県安曇野市豊科6000番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　安曇野市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　市長　太 田　 寛　　印

 受託者　　　住所

商号又は名称

代表者職氏名

（別記）　　　　　　　　　　　　　　　　　　個人情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和４年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（機密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

３　受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

４　受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前３項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

（第三者への委託等の禁止）

第６　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（会社法（平成17 年法律第86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてならない。

（第三者への委託等の準用）

第７　この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

（業務従事者への周知）

第８　受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第９　受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第１０　受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（資料等の廃棄）

第１１　受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

（監査及び調査）

第１２　発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

　（事故報告）

第１３　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（指示）

第１４　発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約の解除及び損害の賠償）

第１５　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

　(１)　本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

　(２)　前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項第１号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。